# 訪問型サービス、通所型サービスにおける変更について

平成 29 年 4 月から訪問サービス(国基準)、通所サービス(国基準)においても「1 回あたりの単位」(回数制)を導入します。また、訪問型サービス A ,通所型サービス A に「1 日あたりの単位」を導入します。

## <1回あたりの単位>

### ○訪問サービス (国基準)

| 対象者    | 区分        | サービス利用回数     | 単位         |
|--------|-----------|--------------|------------|
| 事業対象者· | 週1回程度     | 1月の中で4回まで    | 1回あたり266単位 |
| 要支援1・2 |           |              |            |
| 事業対象者・ | 週2回程度     | 1月の中で8回まで    | 1回あたり270単位 |
| 要支援1・2 |           |              |            |
| 事業対象者· | 週2回を超える程度 | 1月の中で 12 回まで | 1回あたり285単位 |
| 要支援2   |           |              |            |
| 事業対象者・ | 20 分未満(※) | 1月の中で 22 回まで | 1回あたり165単位 |
| 要支援1・2 |           |              |            |

※短時間の身体介助を想定しています。また、1日に複数回の提供はできますが、2時間以上の間隔をあけずにサービスを提供した場合、算定できません。

# ○通所サービス (国基準)

| 対象者        | サービス利用回数  | 単位           |
|------------|-----------|--------------|
| 事業対象者・要支援1 | 1月の中で4回まで | 1回あたり 378 単位 |
| 事業対象者・要支援2 | 1月の中で8回まで | 1回あたり 389 単位 |

1月のサービス提供回数が回数制で算定できる数を超える場合は、包括報酬(1月あたりの単位)の算定です。

サービス提供実績に基づいて算定してください。報酬区分を変更する必要はありません。

- (例1)要支援2の人が月9回通所型サービス(国基準)を提供予定だったが、8回になった場合は回数制となり、389単位×8回=3,112単位となります。
- (例2)月9回週2回程度の訪問型サービス(国基準)を提供予定だったが、3回になった場合は回数制となり、270単位×3回=810単位となります。
- ※週2回程度の区分(270単位)から週1回程度の区分(266単位)に変更する必要はありません。

大野城市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A平成28年6月作成訪問【問1】は変更します。(3ページ参照)

回数制となる場合、キャンセル料を設定することは可能です。ただし、月額包括報酬の 場合と日割り請求の場合は設定できません。

加算・減算については日割りコード、回数コードが設定されているものを除いて、回数 に係らず1月に一回の算定となります。

#### <1日あたりの単位>

# ○訪問型サービスA

| サービス内容略称   | 1月あたり      | 1回あたり     |
|------------|------------|-----------|
| 訪問型サービスA I | 1,138 単位   | 259 単位    |
| (週1回程度)    | (11,857 円) | (2,698 円) |
| 訪問型サービスAⅡ  | 2,276 単位   | 263 単位    |
| (週2回程度)    | (23,715 円) | (2,740 円) |



1日あたり 37単位 (385円) 75単位 (781円)

## ○通所型サービスA

| - · - · · · · · |            |           |  |  |  |
|-----------------|------------|-----------|--|--|--|
| サービス内容略称        | 1月あたり      | 1回あたり     |  |  |  |
| 通所型サービスA1       | 1,566 単位   | 360 単位    |  |  |  |
| (週1回程度)         | (16,082 円) | (3,697 円) |  |  |  |
| 通所型サービスA2       | 3,210 単位   | 370 単位    |  |  |  |
| (週2回程度)         | (32,966 円) | (3,799 円) |  |  |  |



1日あたり 51単位 (523円) 105単位 (1,078円)

提供回数は1月あたりの単価(月額包括報酬)に当てはまる場合でも、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」の日割りに該当する場合、日割り請求となります。

なお、月の提供回数×1回あたりの単価が月額包括報酬を超えない場合、1回あたりの単価(回数制)を適用してください。

#### <その他>

・運営規程等の変更が必要となる場合、平成 29 年 4 月 1 日変更分のみ変更届出書の提出締切日を 4 月 15 日とします。

単位数表マスタは平成29年4月1日適用版を3月末までに市ホームページに掲載します。

訪問【問1】訪問型サービスAについて、当初、週2回程度の利用(訪問型サービスAⅡ)を算定していたものの、月途中で状況が変化して、週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいのか

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更した際の報酬区分については、<del>現在、</del>大野城市では月途中で変更(訪問型サービスAII:263単位/回→訪問型サービスAI:259単位/回)する必要はないと考えて運用しています。

しかし、訪問型サービス(国基準)の回数ごとの算定(A1、A2コード)について、厚生労働省から「実績に基づき算定する」との回答が得られているため、国基準の回数制の導入に合わせて、サービスAにおいても、実績に応じて変更する運用を導入することを検討しています。実績に応じて変更する運用を開始する時期については平成29年4月ごろを予定していますが、決定後ホームページでお知らせしますので、注意してください。